蒲郡市水防計画の修正(案)の要旨について

1 蒲郡市水防計画の目的

この計画は水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第33条第1項及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨に基づき、洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視・予防、警戒、通信連絡、輸送及び水こう門等の操作、水防のための消防署、消防団(水防隊)、その他関係各機関の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な資器材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものであり、蒲郡市地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 気象等の観測及び通報

(1) 愛知県水防テレメータシステムの記載を追加

- ・愛知県水防テレメータシステム雨量観測局 沿岸 蒲郡市浜町(蒲郡緑地公園)
- ・愛知県水防テレメータシステム潮位観測局 形原漁港 蒲郡市形原町港町 162 地先 (形原観測局)

(2) 危機管理型水位計の記載を追加

市内水位計一覧

水系名	河川名	設置個所
西田川	西田川	昭和橋
		記念橋
落合川	落合川	大坪橋
拾石川	拾石川	拾石橋

3 蒲郡市水防計画の主要な変更点 水防に関連する予報·警報の発表基準、伝達系統の変更

気象庁の発表する大雨特別警報及び津波警報等の発表基準の変更、水防に 関連する予警報の伝達系統の変更に伴い、記載を変更する。